

上尾市民体育館ネーミングライツ
に関する契約書（案）

上尾市民体育館ネーミングライツに関する契約書

上尾市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が所有する上尾市民体育館（以下「市民体育館」という。）に対する施設等に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、ネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(ネーミングライツ)

第2条 甲は、乙に対して、次に掲げる施設のネーミングライツを付与する。この場合、乙の定める市民体育館の名称は愛称とし、市民体育館の正式名称はこれを変更しない。

対象媒体 正式名称	所在
上尾市民体育館	上尾市向山四丁目3番地10

2 前項の市民体育館の愛称は、次のとおりとする。

「●●●●●●●●●●」

3 甲は、甲の管理する媒体（公式ホームページ等）において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示し、乙に協力して愛称の定着に努めるものとする。

(契約期間及び愛称の使用期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の契約期間とし、契約期間満了の日までに、本契約が解除された場合は、愛称の使用期間は終了する。

(ネーミングライツ以外の権利及び特典)

第4条 甲が本契約に基づき乙に提供する権利及び特典は別表1のとおりとする。

2 別表1記載の甲から乙に提供する権利及び特典の内容につき、甲の都合により提供が困難となった場合には、甲は事前に乙に通知の上、甲は代替となるもの（ただし、廃止、変更前と同等の内容にする。）を乙に提供するものとする。

3 前項の規定による代替となるものの提供の詳細については、甲乙別途協議するものとする。

(ロゴマーク等の管理)

第5条 愛称、愛称に係るロゴ及びマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）についての商標権、意匠権等の知的財産権は乙に帰属するものとし、乙が当該知的財産権の使用を管理する。

2 ロゴマーク等の使用の管理も前項に準ずるものとする。

- 3 ロゴマーク等は、乙が提案し、甲と協議の上、乙が決定する。
- 4 甲が愛称又はロゴマーク等の使用を希望し、乙がこれを承諾したときは、乙は原則として無償でその使用を認める。
- 5 甲は、市民体育館で開催される興行に際して、主催者から愛称の不使用又は市民体育館の看板等で愛称を表示したものに付き、掲出の隠蔽を求められた場合も、原則として愛称の使用又は掲出を継続するよう主催者に働きかけなければならない。ただし、当該興行が公共性及び公益性が高いと認められる場合には、甲は乙に対して、愛称の不使用及び一時的なロゴマーク等の掲出の隠蔽を申し入れ、甲乙協議するものとする。
- 6 その他の使用条件については、甲乙協議の上、別途定める。

（商標権等）

- 第6条 乙は、愛称又はロゴマーク等について、商標権の登録等が必要と認めるときは、商標権の登録等を行うことができる。
- 2 商標登録等に係る費用については、乙が負担する。
 - 3 商標権等は乙に帰属するものとし、契約期間中は、その権利譲渡等については第11条の規定を準用する。

（看板等の変更・設置）

- 第7条 乙は、甲が設置した看板等のうち、甲が指定するものについて、愛称及びロゴマーク等の表示に変更することができる。
- 2 乙は、甲の指定した範囲に限り、愛称及びロゴマーク等を用いた新たな看板等を表示することができる。
 - 3 前2項の規定による看板等の変更及び新たな看板等の設置（以下「看板等の変更・設置」という。）の詳細については、甲乙協議の上、甲の書面による承諾を受けるものとする。
 - 4 看板等の変更・設置の工事（シールの貼付等の軽作業も含む）は、甲が指定し、甲が工事するものを除き、乙が実施するものとする。ただし、甲乙いずれが工事した場合であっても、その費用は乙の負担とする。
 - 5 前項までの規定により、変更又は設置した看板等の維持管理及び修繕に関する費用は、乙の負担とする。ただし、当該看板等の日常点検等、軽微な維持管理はこの限りでない。

（看板等の撤去）

- 第8条 第3条に規定する契約期間満了後又は本契約解除後、前条の規定により乙が看板等の変更・設置したものの撤去については、原則として原状復旧を行うものとし、その費用は乙が負担する。
- 2 撤去の期日等については、甲乙協議の上、別途定める。

（契約金額と支払）

第9条 乙は、本契約に基づく契約金として、甲に対して、総額●,●●●,●●●円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）を4期に分けて支払う。

2 乙は、前項に定める各期の支払いについては、甲が発行する納付書によるものとし、下表のとおり支払うものとする。

ただし、指定された納付期限が土曜・日曜・祝祭日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日を納付期限とする。

3 乙が、前項に規定する期日までに同項に規定する金額を納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法第404条第2項に規定する割合で計算した遅延利息を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

4 第3条に規定する契約期間中に消費税等の税率変更があった場合には、乙は、前2項に規定する契約金額に、その変動した税額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

【各期の支払】

期別	金額	納付期限
第1期（令和8年4月1日から 令和9年3月31日分）	●,●●●,●●●円	令和8年3月31日
第2期（令和9年4月1日から 令和10年3月31日分）	●,●●●,●●●円	令和9年3月31日

（愛称の変更）

第10条 乙は、本契約期間中、愛称を変更することはできない。ただし、愛称の変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に書面により説明し、甲から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 乙は、本契約で特に定めのある場合及び甲乙協議の上、甲が認める場合を除き、本契約により甲から提供を受ける市民体育館のネーミングライツを含む諸権利を第三者に譲渡もしくは転貸してはならず、使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙に次に掲げる事由があるときは、何らの催告なく本件契約を解除することができる。

（1）乙から、事前の連絡なく、指定する期日までに契約金の納付がないとき。

（2）乙に、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。

（3）乙について、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされた

とき。

(4) 乙に社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき。

(5) 契約ネーミングライツパートナーが各種法令の規定に違反したとき。

(6) 乙が、本契約の規定に違反したとき。

2 乙は、甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、直ちに、自らの責任と費用負担により看板等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

3 甲が第 1 項の規定により本契約を解除した場合には、乙は当該解除の日を含む期別に係る契約金の返還を請求することができない。

4 甲は、やむを得ないと判断する場合には、本件契約を解約することができるものとし、乙は、速やかに自らの責任により看板等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。なお、乙は復旧に要した費用を甲に請求できるものとする。

5 前項の場合において、甲が相当な催告期間をもってしても乙が当該復旧等を行わないときは、乙に代わり、甲が当該復旧等及び看板等の処分を実施することができるものとする。

6 乙は、甲が市民体育館の愛称として施設愛称以外の名称、呼称を用いる等、甲が本契約上の義務に違反し、または市民体育館の運営を故意に懈怠する等、甲が乙の本契約上の権利を損なう行為をし、乙から書面による通知が到達してから相当の期間が経過しても当該違反が継続する場合、乙は本契約を解除することができるものとする。なお、この場合、乙は、甲が自らの責任および負担により看板等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するよう請求できるものとする。

7 前項の場合において、乙が相当な催告期間をもってしても甲が当該復旧等を行わないときは、甲に代わり、乙が甲の責任と費用の負担により当該復旧を実施することができるものとする。

(対価の返還、不返還)

第13条 甲が前条第 1 項の規定により本契約を解除した場合には、既に納付済の契約金は返還されない。

2 前条第4項又は第6項の規定により、本契約が解除された場合、及び不可抗力等甲乙双方の責に帰し得ない事由により本契約が終了した場合は、既に支払済の契約金のうち、甲は、契約を解除する日の属する月までの契約金(当該年度に納入された契約金を12で除した額に、契約解除を行うまでの月数を乗じて得た額)を差し引いて、乙に速やかに返還するものとする。

3 当該契約金が物品の納入等により納入されたものである場合は、甲は乙と協議の上、その返還について決定するものとします。

(契約の更新)

第14条 乙は、令和10年4月1日分以降の本契約の更新を希望する場合には、令和9年5月31日までに甲に対し申し込みを行うものとする。

2 本契約の更新後の契約条件については、更新前の契約条件を基準として、経済事情等諸般の事情に考慮し甲乙協議の上、令和9年7月30日までに定めるものとする。

3 第1項の乙からの申し入れがなされなかったとき又は前項の契約更新協議が整わなかったときには、甲は、令和9年8月1日以降、ネーミングライツの付与について第三者と自由に交渉ができる。

（重要な諸事情変更等）

第15条 甲及び乙は、第3条の規定による契約期間中、重要な事情変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知の上、双方誠実に協議する。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

（有益費等の放棄）

第16条 本契約が終了したとき、又は甲が第12条第1項に定める解除を行ったときは、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

（損害賠償）

第17条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（紛争処理）

第18条 甲は、本契約に関する紛争が生じた場合又は第三者から何らかのクレームの申し出があった場合は、自己の責任の範囲について処理するものとし、乙はこれに協力する。

（秘密保持）

第19条 甲及び乙は、本契約の内容について秘密を保持するものとし、事前に相手方の承諾を得ることなく開示、公表等してはならない。ただし、法令、裁判、政府機関の要求のある場合は、この限りでない。なお、公表する場合の内容については、事前に甲乙協議の上決定する。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

（円満協議）

第20条 本契約の内容につき疑義が生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決する必要がある場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

（管轄裁判所）

第21条 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関して紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保

有する。

令和7年●月●日

住所 上尾市本町三丁目1番1号

甲 氏名 上尾市

上尾市長 畠 山 稔

住所

乙 氏名

代表取締役社長

別表Ⅰ（第4条関係）甲が乙に提供する権利及び特典について

権利項目	詳細内容
1. 施設の優先利用権	① 甲は、市民体育館の年間利用計画に先立ち、乙と協議の上、年間最大2日まで利用日を調整し、乙が優先して利用する権利を付与する。 ② 市民体育館の年間利用計画が確定した後であっても、乙以外の団体等による利用予約がない場合に限り、①の利用日の調整を行うことができる。 ③ 利用可能施設は、個人利用施設を除く施設に限る。 ④ 利用料金は「上尾市民体育館条例」の別表（第15条関係）に係る利用料とする。 ⑤ 利用可能施設のうち、一部の施設又は、一部の時間のみを利用した場合においても、本権利を行使したものとみなす。 ⑥ 甲は、市民体育館の利用状況、管理運営上の休館期間の設定等により、甲乙協議の上、優先利用に係る回数を変更し、又は利用に制限を付することができる。 ⑦ 乙は、市民のスポーツ・文化への関心を高め、上尾市スポーツ健康都市宣言の実現に資する事業を開催しようとする者に対し、甲が認めた場合に限り、本権利を譲渡することができる。
2. ネーミングライツパートナーであることを標榜する権利	① 乙は、甲から事前に承諾を得た場合は、市民体育館に係るネーミングライツの保有者であることについて、乙の管理する社外向けの媒体（ホームページ等）、新聞、雑誌等の出版物等で、標榜することができる。なお社内向けの媒体（社内報、イントラネット等）については、甲から事前の承諾を得たものとし、乙は市民体育館に係るネーミングライツの保有者であることを標榜することができる。